

砂防工事におけるクレーン賃料を補正する場合の積算手法について

クレーンの現場常駐の課題に対する対応

現場条件及び調達環境等により日々回送が困難な場合は、市場において月極契約となっているクローラクレーン方式に着目し、見積りによる月極料金を保証日数（見積条件）で除し、稼働日当たりの燃料費を加えた金額を日当たり賃料とする。

積算計上の方法

I. 日々回送（標準積算）

A. 直接工事費

- 標準積算の日当たり賃料を計上。
（オペ・燃料込、回送除き）

B. 共通仮設費（積算基準書より抜粋）

- (イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費
d. 建設機械等（重建設機械を含む）の日々回送（分解・組立，輸送）に要する費用

II. 常駐（クローラクレーン方式）

A'. 直接工事費

- 見積りによる月極賃料（オペ込、燃料・回送費除き）から、日当たり賃料を算出^{*2}し、標準積算の賃料と入れ替えて積算する。

^{*2}日当たり賃料 = 月極賃料(見積り) / 24日(見積り保証日数) + 燃料費

B'. 共通仮設費

- 標準積算のとおり

(積算計上のイメージ)

